

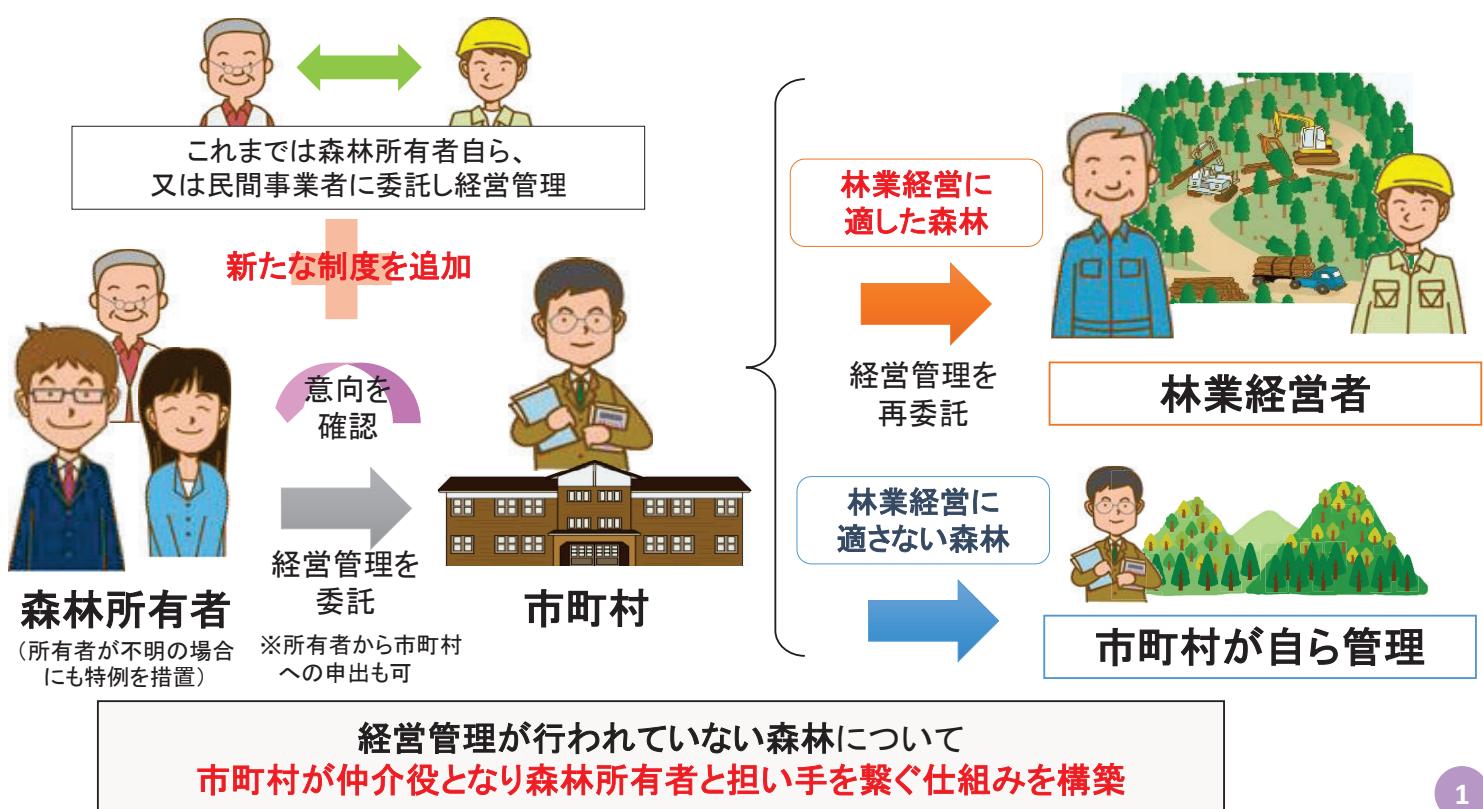
森林経営管理制度の創設の背景と概要

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和3年5月

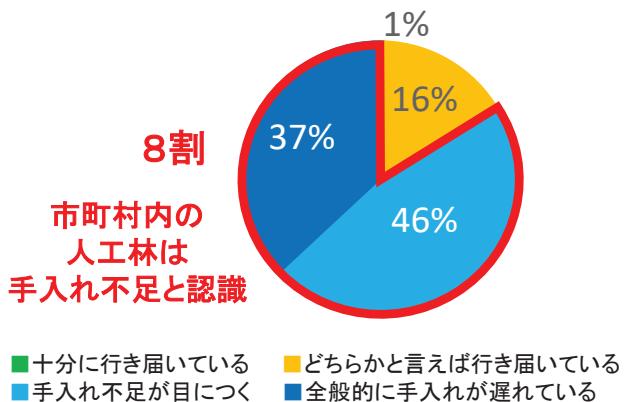
森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

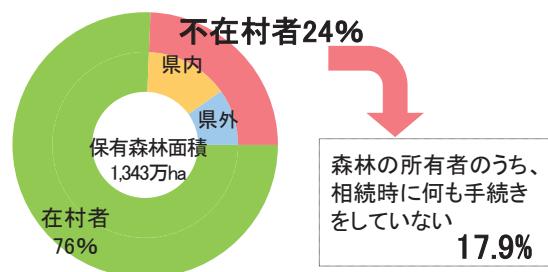


制度の必要性～森林における様々な課題～

- 多くの地域に手入れ不足の人工林がある
(市町村担当者への聞き取り)



- 森林所有者の4分の1は地域に不在
(不在村者保有の森林面積の割合)



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- 境界が明確化されていない
(地籍調査の進捗状況)

宅地	農用地	林地	合計
55%	74%	45%	52%

資料：国土交通省（H31年4月調べ）

- 所有者が不明な森林がある
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、
調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

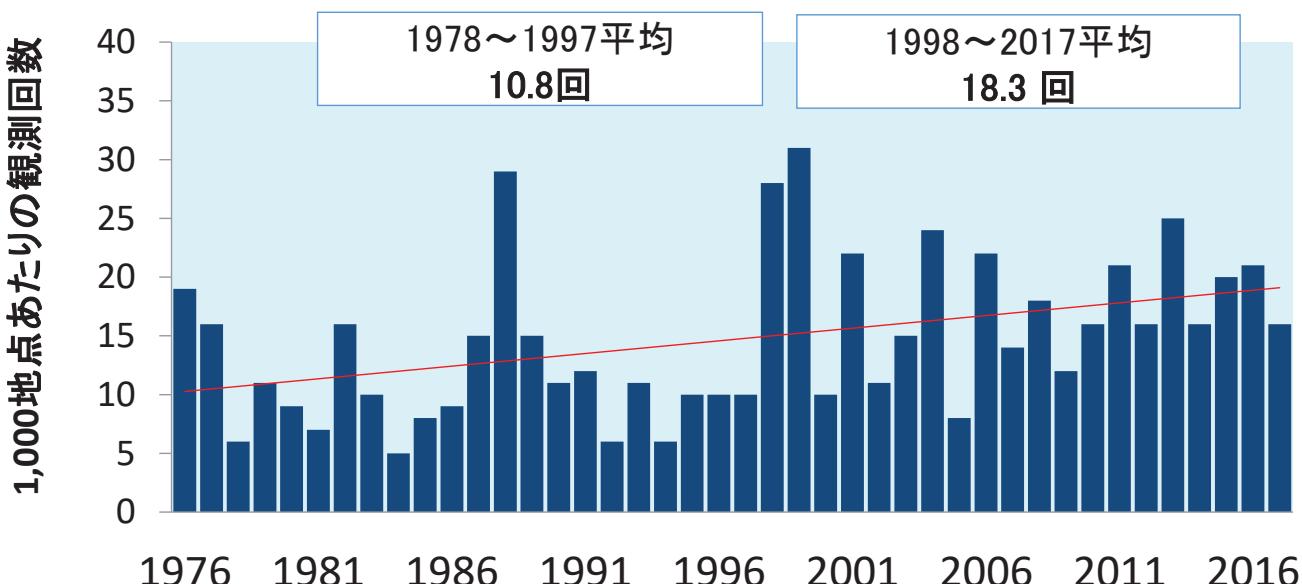
森林の手入れ不足等への対応が必要

2

（参考）集中豪雨等による山地災害の発生リスクの高まり

- 集中豪雨は、長期的にみて増加傾向。
■特に近年、過去の観測記録を上回るような豪雨が頻発。

(1時間に80mm以上の集中豪雨の観測回数)



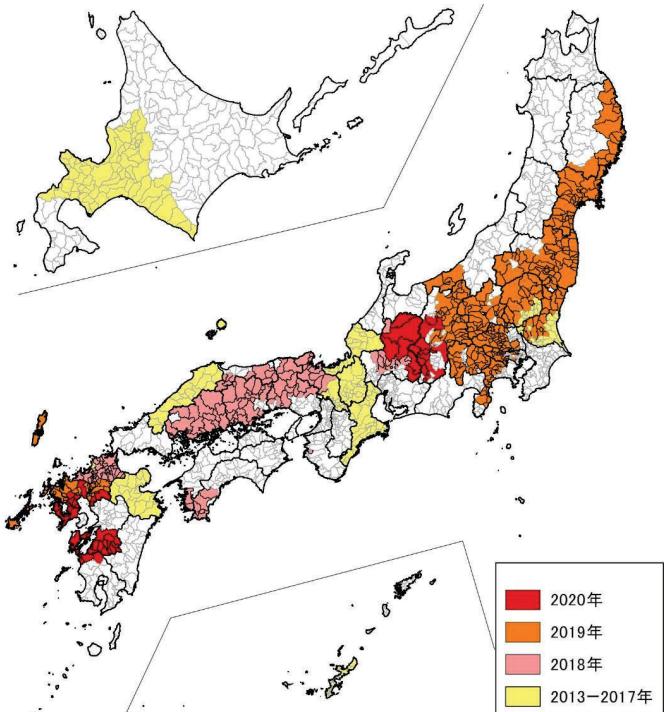
気象庁HPデータをもとに作成

3

(参考) 大雨特別警報が発表された市町村等

- 大雨特別警報※の運用が開始された平成25年8月から令和2年7月末まで（約7年間）に発表された地域を図示化
 - 直近3年間だけでも、全国各地で発表されている
- ※ 数十年に一度の大雪が予想された場合に発表されるもので、その基準は地域によって異なる

現象	年月日	発表された地域
令和2年7月豪雨	2020.7	長野、岐阜、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
令和元年東日本台風	2019.10	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
令和元年8月の前線の大雪	2019.8	福岡、佐賀、長崎
令和元年台風第5号	2019.7	長崎
平成30年7月豪雨	2018.7	岐阜、京都、兵庫、鳥取、岡山、広島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎



出典)気象庁業務資料を基に林野庁が作成

注1)市町村の一部において発表されている場合も市町村全域に着色している

注2)2013年から2017年にあつては、都道府県単位で着色している

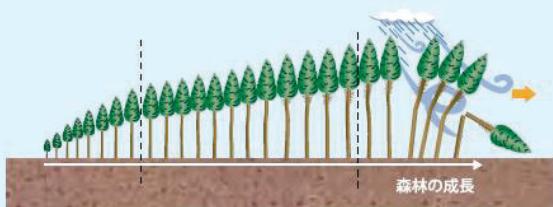
注3)複数年で大雨特別警報が発表されている地域は、代表して直近年の色で着色されている

4

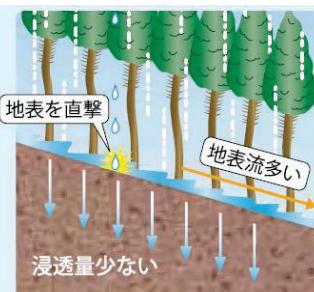
(参考) 森林整備の必要性について

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを發揮し、地域に様々な恩恵。
- 一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は失われることから、適時適切な手入れが必要。

間伐しないと



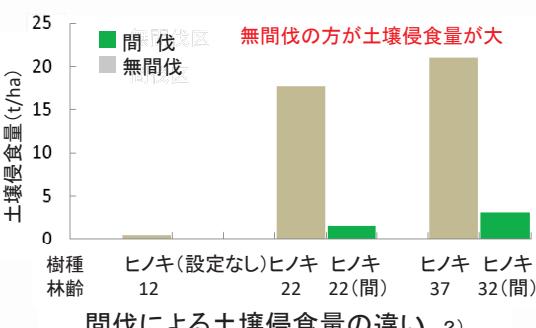
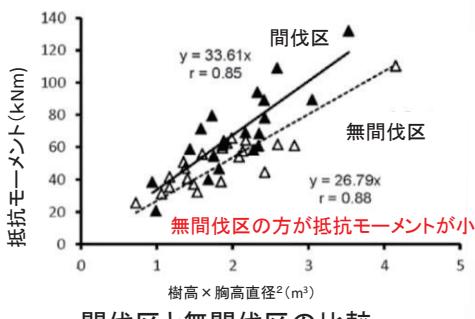
1本1本が充分に日光を受けることができず、木は細長くなり弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下層には下草や低木が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源涵養機能も低下します



山崩れや風倒被害が発生

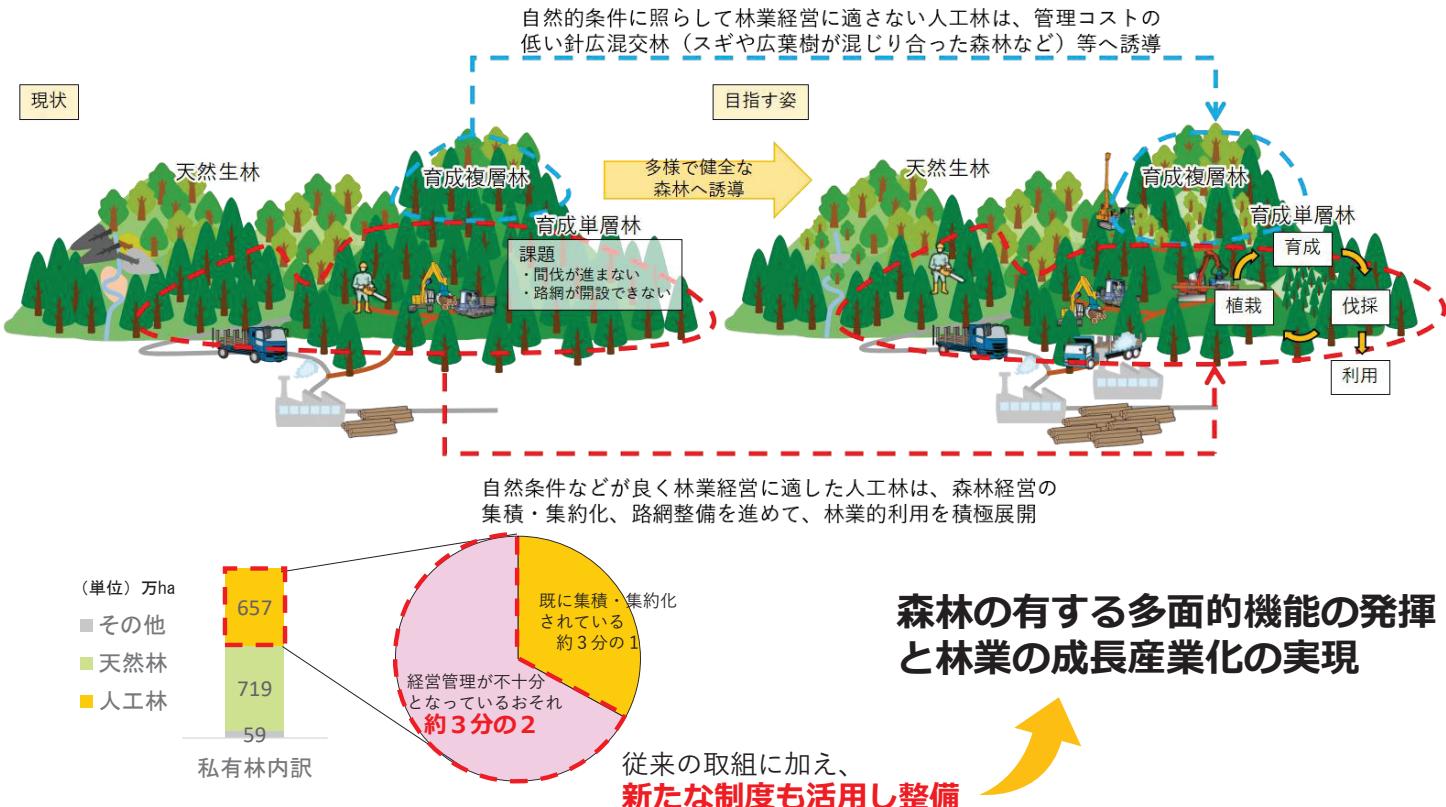


1)藤堂千景ほか 2015. 間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響. 日本緑化学会誌41(2)より作成
2)北原曜 2008. 人工林の荒廃で土砂が川に流れ込む. 恩田裕編「人工林荒廃と水・土砂流出」岩波書店より作成

5

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

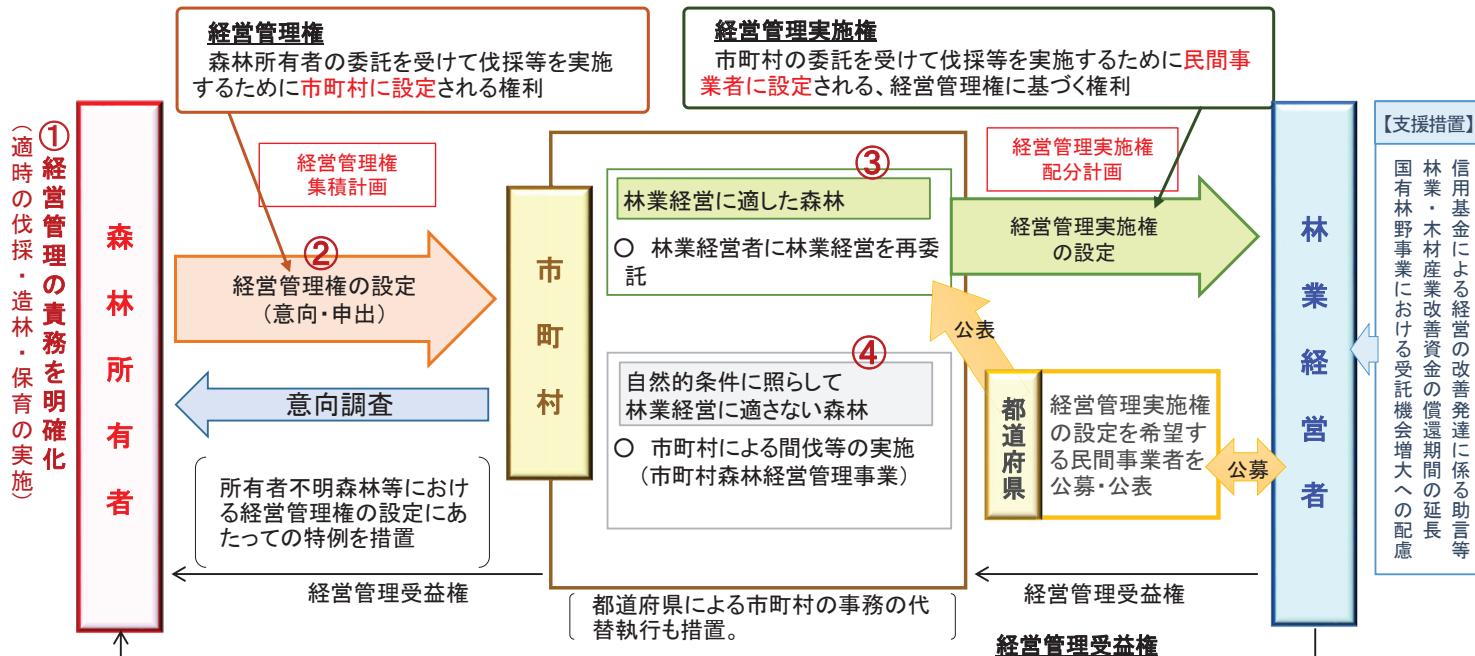
○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）における森林の誘導の考え方



6

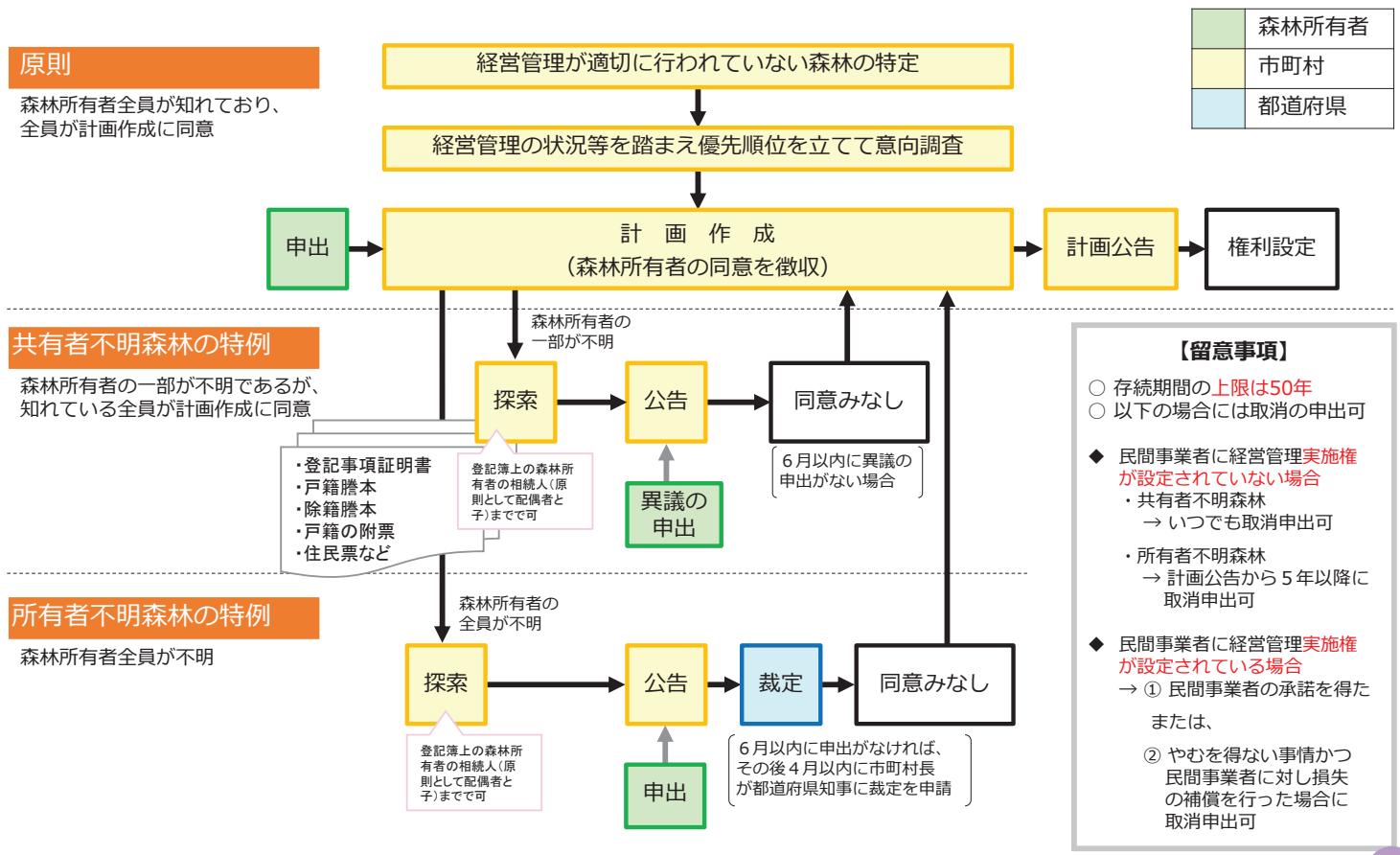
森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



7

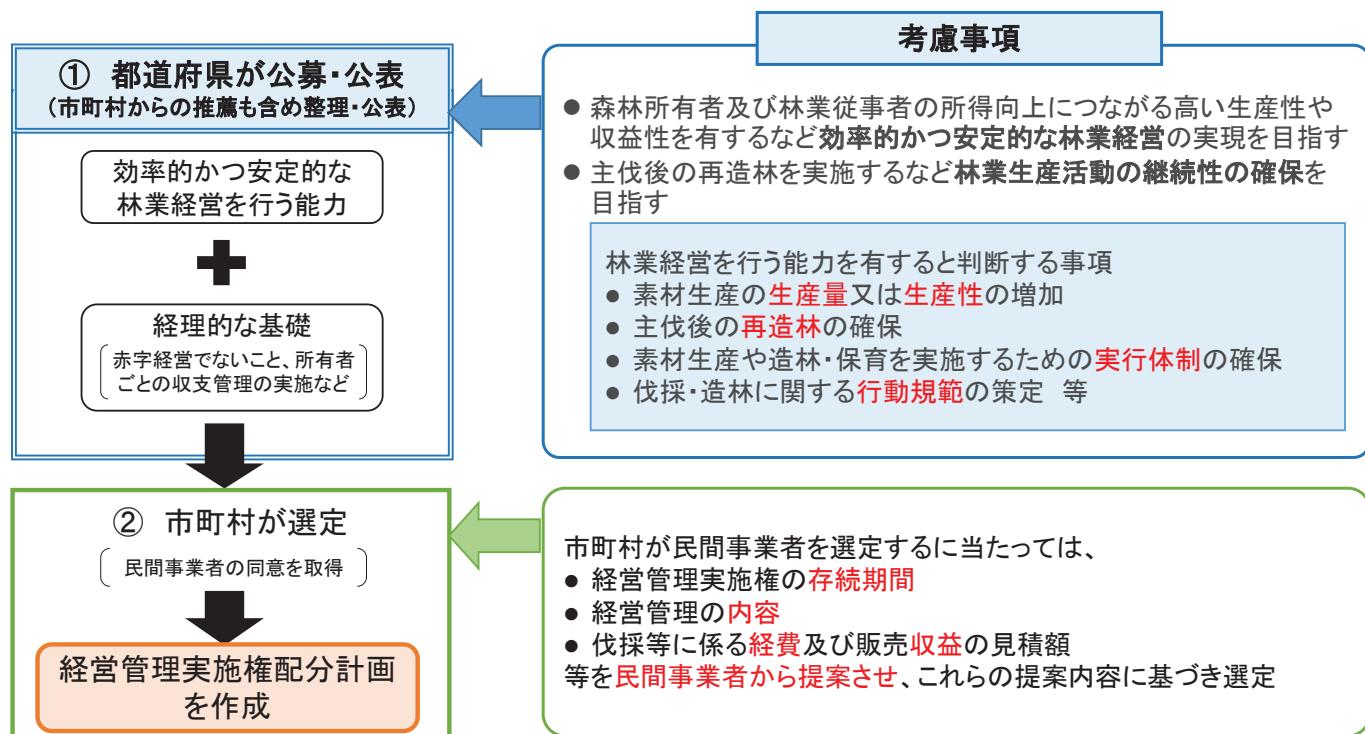
所有者不明森林等に係る特例措置



8

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者（林業経営者）

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者（林業経営者）を選定



9

森林経営管理制度等により期待される効果

市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none">○ 意向調査を通じた、<u>地域の森林の所有者情報等の把握・確認</u>。○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され</u>、土砂災害等の発生リスクが低減し、<u>地域住民の安全・安心に寄与</u>。○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、經營管理されずに放置されていた<u>森林が経済ベースで活用され</u>、<u>地域経済の活性化に寄与</u>。○ 新たに森林整備に携わる人が増え、<u>定住人口の増加が期待</u>されるほか、森林(木材)を活用した<u>新たなビジネスチャンスを創出</u>。
森林所有者	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる</u>。○ 林業経営者が、所有森林の經營管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待</u>できる。
地域の 林業経営者	<ul style="list-style-type: none">○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能</u>となり、經營規模や雇用の安定・拡大につながる。○ これまで手がつけられなかつた<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり</u>、<u>間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施</u>できる。

10

平成30年度税制改正大綱（抜粋）（平成29年12月14日）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の經營意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（以下略）

11

(趣旨)

第一条 この法律は、**森林**（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）の**有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

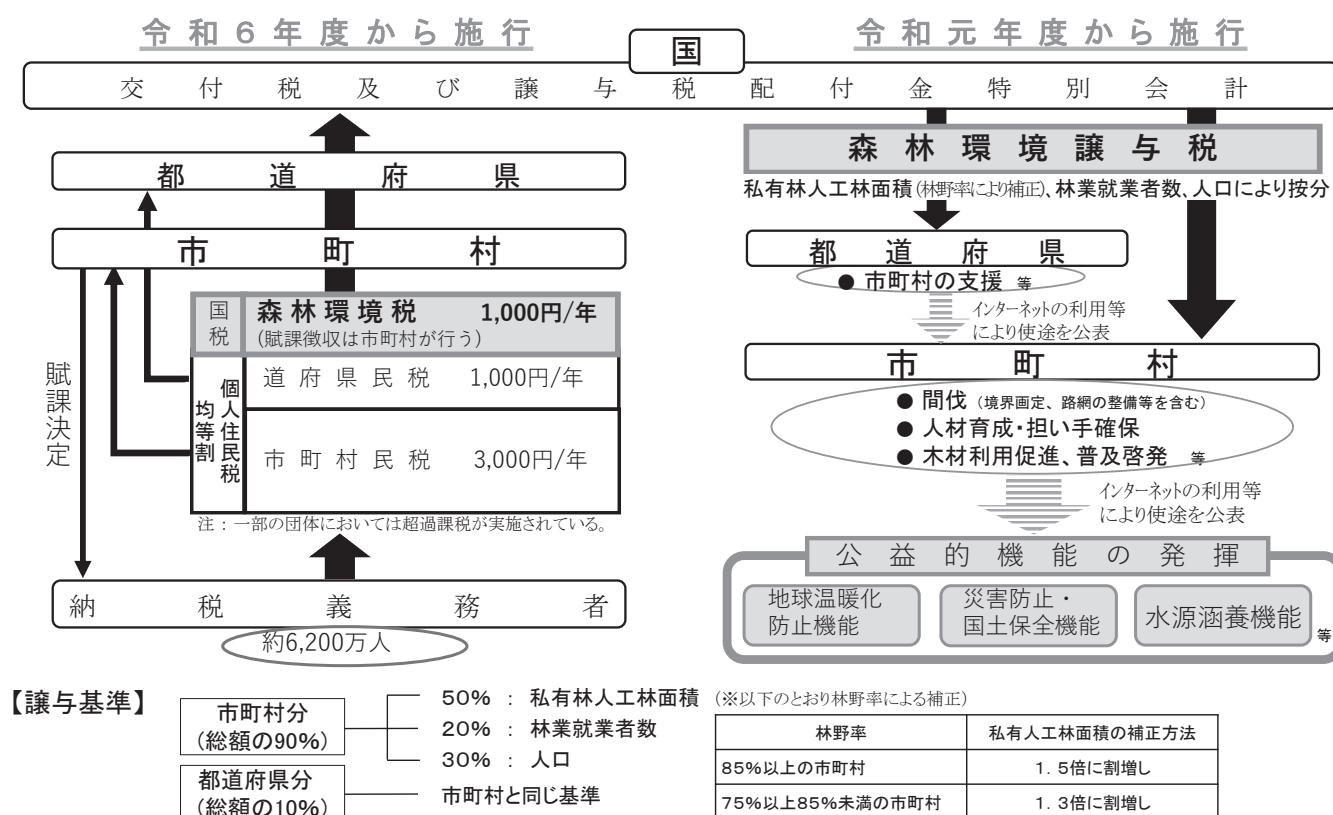
(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 **森林の整備に関する施策**
- 二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）**の促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
 - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

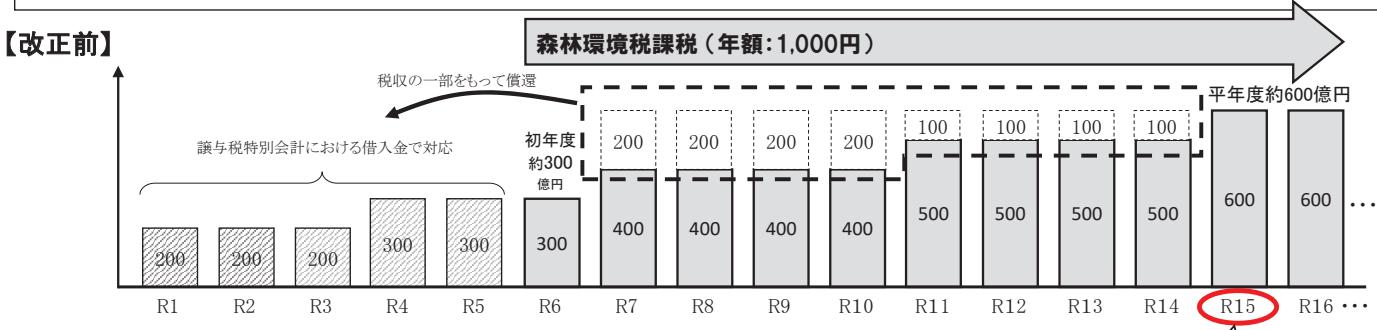


森林環境譲与税の増額

- 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、**森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額**（森林環境税法等を改正）

【改正前】

森林環境税課税（年額：1,000円）



市:県の割合

80:20

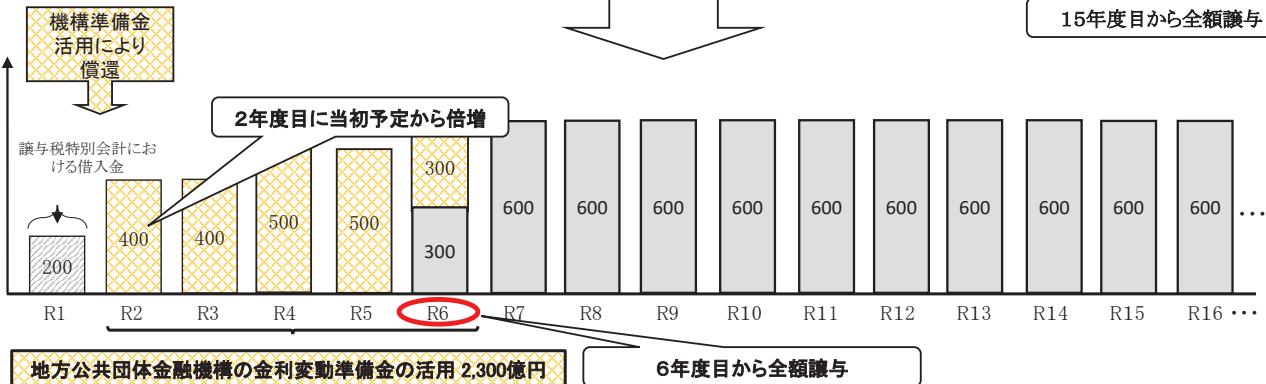
85:15

88:12

90:10

【改正後】

15年度目から全額譲与



地方公共団体金融機構の金利変動準備金の活用 2,300億円

6年度目から全額譲与

市:県の割合

80:20

85:15

88:12

90:10

14

森林環境譲与税を活用する際の検討の視点（特に森林の多い市町村）

- 検討に当たっての参考となる視点（事例の特徴）

✓ 森林整備量（面積）の増大

（これまで手入れが出来ていなかった箇所への対応）

✓ 森林整備推進に当たっての課題に対応

（間伐等の実施のための路網の維持修繕、広葉樹林化）

（担い手を増やすための確保・育成策）

➤ 森林の有する公益機能の発揮への寄与

➤ 譲与額の増額を踏まえ、更に森林整備を進める必要

15

○検討に当たっての参考となる視点（事例の特徴）

- ✓ 森林整備を促進するものとなっているか
(川上と連携した森林整備や木材使用等)
- ✓ 木材利用の意義、森林整備の必要性を多くの国民が感じられるか
(多くの市民が集まる公共施設の木質化等)
(多様な者との連携、効果の検証)

- 
- 川上の森林整備を支えているか
 - 国民理解の醸成につながっているか

16

今後の森林環境譲与税の効果的な活用に向けて

- 
- 森林環境譲与税の増額の趣旨を踏まえた、森林整備等の早期実施
 - 決算後のインターネットの利用等による使途の公表
(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項)

増税する意味があるか（あったか）の検証に耐えうるか

17

森林環境譲与税と既存施策の両者による森林整備

- 森林環境譲与税は、自発的施業への支援といった既存施策では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されるもので、既存施策とは異なるもの。
- 林業成長産業化のためには既存施策が不可欠であり、森林整備事業予算を確保。

